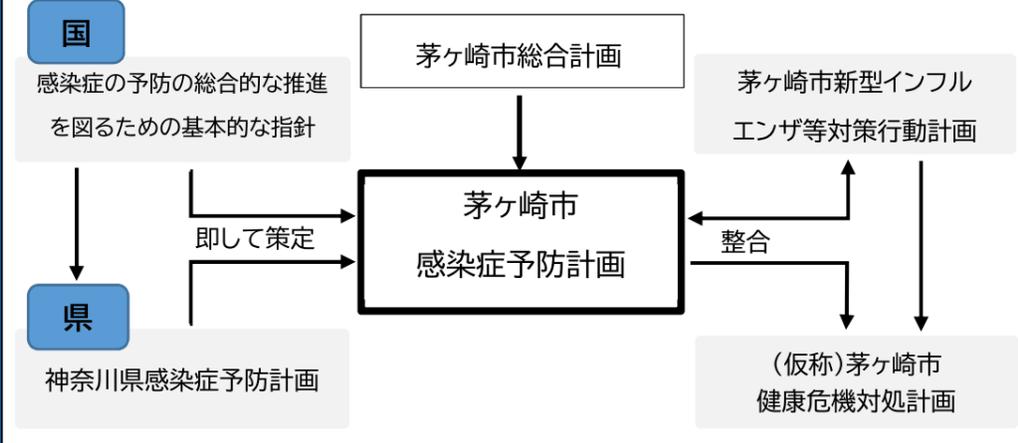


計画の位置付け

<p>(1) 法的位置付け</p>	<p>本計画は、法第10条第14項の規定に基づく「予防計画」です。</p> <p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(抜粋) (予防計画)</p> <p>第十条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(以下この条及び次条第二項において「予防計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>13</p> <p>14 保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。</p>
<p>(2) 市政における位置付け</p>	<p>本計画は、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めた「茅ヶ崎市総合計画」における政策目標3「共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち」に関連する個別計画です。基本指針及び県予防計画に即して策定し、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画及び(仮称)茅ヶ崎市健康危機対処計画と整合を図ります。</p> 

計画の見直し

<p>計画の見直し</p>	<p>国は、法第9条第3項の規定に基づき基本指針について少なくとも6年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとされており、県予防計画はこれに沿った対応をしていくこととされています。</p> <p>本計画は、基本指針及び県予防計画に即して策定することとされていることから、基本指針又は県予防計画が変更された場合は、必要に応じて見直しを行います。</p>
---------------	--

本市における保健所業務の所管域について

<p>本市における保健所業務の所管域について</p>	<p>本市は平成29年4月に保健所設置市へ移行しましたが、神奈川県との間で規約を定め、寒川町域における保健所業務を本市保健所で実施しています。</p> <p>そのため、本計画に記載する「本市」における保健所業務の所管域は寒川町を含んでおり、また、「住民」は茅ヶ崎市民及び寒川町民のことであります。</p>
----------------------------	--



茅ヶ崎市保健所保健予防課
〒253-8660 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目8番7号
電話 0467-85-1171 (代表) FAX 0467-82-0501
ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

茅ヶ崎市感染症予防計画

概要版

茅ヶ崎市

令和6年3月

計画策定の背景・目的

<p>計画策定の背景</p>	<p>令和2年1月に国内で初となる患者が確認された新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」(以下「法」という。)の一部が改正されました。</p> <p>この改正により、感染症の発生及びまん延時には、地域の実情に応じて感染症対策に取り組む必要があるため、本市においても、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(平成11年厚生省告示第115号)」(以下「基本指針」という。)及び神奈川県が定める予防計画に即して、茅ヶ崎市感染症予防計画(以下「本計画」という。)を定めることとなりました。</p> <p>本市では、約3年間にわたり、数多くの患者に対し、健康観察や積極的疫学調査などを行い、感染症拡大防止に努めてきました。これらの対応における課題を踏まえ、本計画を策定します。</p> <p>そして、次の感染症危機に備え、また、発生初期から迅速な対応ができるようにするため、平時から関係機関及び関係団体と連携して、感染症の予防のための施策を計画的に講ずることで、住民の安全・安心を確保します。</p>
<p>計画の目的</p>	<p>本計画は、感染症の予防のための施策の実施に関する計画であり、感染症の発生及びまん延の防止を目的としています。</p>

茅ヶ崎市感染症予防計画 概要

新型コロナウイルス感染症への対応における主な課題	計画の策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応や課題を踏まえ、感染症の発生の予防及びまん延の防止を図るものとします。	
	【主な課題】	
	検査体制の整備	検査体制の整備に時間を要したこと、検査ニーズへの迅速な対応
	医療提供体制の整備	入院病床の確保、外来診療体制の確保
	医療機関への移送体制の整備	関係機関等との連携を含めた移送体制の整備
外出自粛対象者（自宅療養者）への対応	健康観察や生活支援のための体制整備	
保健所体制の構築	急激な感染拡大に伴う保健所業務のひっ迫、人員・物資不足	
	Webアンケートの実施	感染症対策に関する課題や取り組むべき事項等を把握し、計画素案作成の基礎資料とするため、「(仮称)茅ヶ崎市感染症予防計画に関するWebアンケート」を次のとおり実施しました。 <ul style="list-style-type: none">●対象：市保健所管内（茅ヶ崎市及び寒川町）に在住、在学又は在勤の方●回答期間：令和5年10月16日から11月5日まで●回答件数：267件 <p>→ 感染症情報の入手媒体、特に入手したい情報、「茅ヶ崎市保健所管内感染症情報」の認知度、コロナ禍における医療体制の課題、本市に求める発生予防・まん延防止の取組等の住民ニーズを把握</p>

第1 感染症予防の推進の基本的な考え方

感染症発生動向調査体制を充実し、基本指針や本計画等に基づき、感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた「事前対応型行政」の重要性を記載。

住民一人一人が感染症の予防に努め、また、良質かつ適切な早期治療に重点を置いた対策、人権の尊重及び健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応について記載。

本市、住民、医師、獣医師等の果たすべき役割、予防接種の推進について記載。

第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

感染症の発生の予防のための対策において、事前対応型行政の構築を中心として具体的な感染症対策を企画、立案、実施及び評価していくことの重要性について記載。

感染症の発生を予防するための日常的な対策として、感染症発生動向調査を中心に、関係機関及び関係団体と連携を図り、適切に措置を講ずる必要性を記載。

予防接種の実施に当たっては、医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進等、対象者が予防接種を安心して受けられるような環境の整備を行うことを記載。

第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

感染症のまん延を防止するため、感染症発生動向調査による情報の公表等を行うことや、対人措置等における人権の尊重、広域的な連携について記載。

検体の採取等、健康診断の勧告、就業制限及び入院措置等を講ずるに当たっての手続きや対応、積極的疫学調査の的確な実施について記載。

指定感染症及び新感染症への対応、感染症のまん延の防止のための対策と食品保健対策、環境衛生対策の連携、情報の公表について記載。

第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集及び調査に関する事項

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査は感染症対策の基本となることを記載。

感染症対策に必要な情報の収集、疫学的な調査について、県衛生研究所等との連携のもとに進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たすほか、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員の活用を図ることを記載。

第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

新興感染症のまん延が想定される感染症が発生した際、検査が流行初期の段階から円滑に実施されるよう、平時からの計画的な準備、民間機関等との連携について記載。

大規模な感染症の発生、又はまん延した場合を想定し、県衛生研究所や保健所における病原体等の検査について連携を図ることを記載。

患者及び病原体情報が迅速かつ総合的に分析・公表できる体制整備について記載。

第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

県知事が指定する第一種感染症指定医療機関等や保健所長が指定する結核指定医療機関における役割等について記載。

医療機関と協定を締結する県と、感染症患者の入院体制及び外来体制や回復後の後方支援体制が迅速に確保されるよう連携を図ることを記載。

一般の医療機関における医療提供体制について記載。

第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

保健所のみでは対応が困難な場合を想定し、関係部局との役割分担や民間事業者等への業務委託等により、感染症の患者の移送のための体制を確保することを記載。

平時における本市の消防本部を含む関係部局、県や高齢者施設等の関係団体等との連携、民間移送機関や民間救急等の活用の検討など、体制確保について記載。

また、平時から関係者を含めた移送訓練や演習等の定期的な計画・実施を記載。

第8 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

国の基本的な指針に基づき、「検査の実施能力」「保健所職員等の研修・訓練回数」「保健所の人員確保」について数値目標を設定。

数値目標 ①	【流行初期】【流行初期以降】の感染症の病原体の検査の実施能力
数値目標 ②	保健所の感染症有事体制の構成人員を対象とした研修・訓練の回数
数値目標 ③	流行開始から1か月間に想定される業務量に対応する人員確保数

第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

外出自粛対象者について、体調悪化時等に適切な医療に繋げることができる健康観察の体制を整備することの重要性について記載。

宿泊施設の運営体制や食料品等の生活必需品等の支給などの支援について、平時から県等と協議することについて記載。

第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整の方針に関する事項

感染症の発生及びまん延を防止するため、市長が必要があると認める場合に、県知事に対し総合調整を行うよう要請することを記載。

第11 感染症対策物資等の確保に関する事項

全国的かつ急速なまん延が想定される感染症の発生時、感染症対策物資等の急速な利用が見込まれるため、平時から不足しないよう対策を図ることの重要性を記載。

第12 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関して、本市、医師等、住民における役割や配慮等について記載。

感染症の患者、医療従事者及びそれらの家族等への差別や偏見の排除等のため、必要な広報や感染症に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及等について記載。

第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

感染症に関する人材の確保のため、感染症に関する幅広い知識の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行うことを記載。

本市における感染症に関する人材の養成及び資質の向上について記載。

医療機関・医師会等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上について記載。

第14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

感染症発生時に迅速に対応できるよう、情報が迅速かつ適切に伝達され、一元的に管理できる体制の構築と、外部人材の活用も含めた必要な人員確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備等、健康危機発生時に備えて、平時からの計画的な保健所体制について記載。

第15 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項

国及び県が行う緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置等について、迅速かつ的確な対策を講じられるよう必要な対応を行うことを記載。

医師からの届出について、国及び県に対して報告を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合やその他感染症への対応について、緊急と認める場合に国及び県との緊密な連携を図ることを記載。

緊急時における地方公共団体相互、関係団体との連絡体制や情報提供について記載。

第16 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

施設内感染の防止、災害防疫、動物由来感染症対策、外国人への情報提供、薬剤耐性対策等のその他感染症の予防の推進に関する事項について記載。